



第3部 基本計画の実現に向けて

第1章 市民協働によるまちづくりの推進

第2章 健全財政の確立と効率的な行政運営



第1章 市民協働によるまちづくりの推進

1 市民と行政の協働による地域づくり

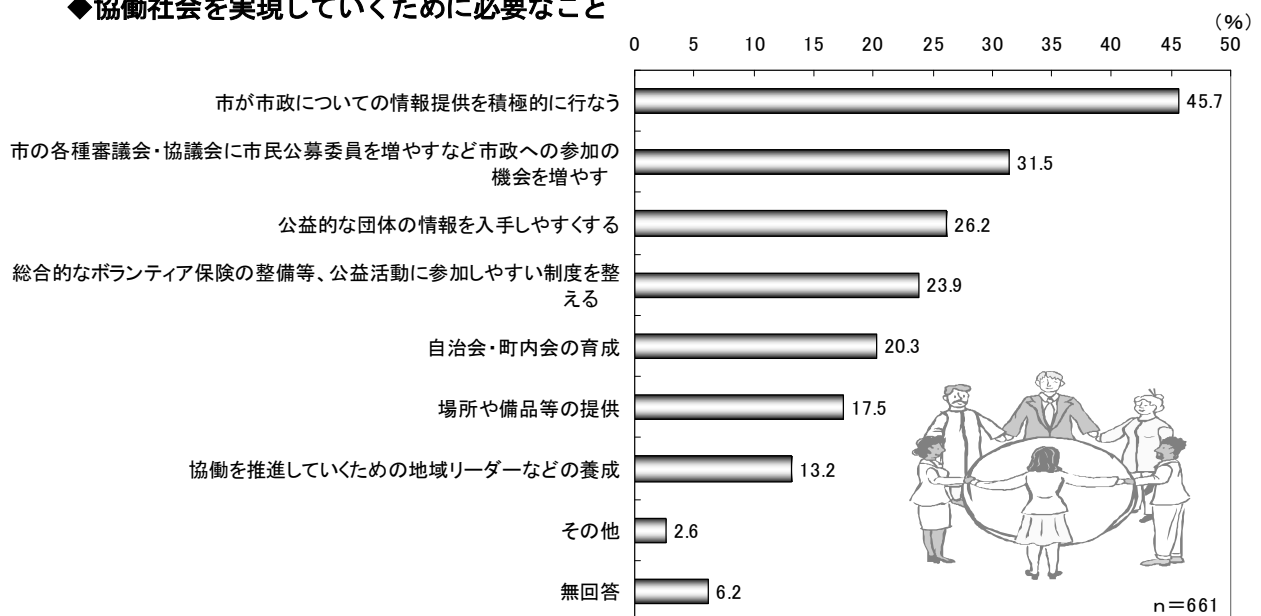
地方分権の進展により、地方自治体は自らの判断と責任の下に自立した行政運営が求められています。

このような時代の流れのなか、行政への市民参画の積極的な推進を図り、市民と行政の協働による地域社会の構築を目指していく必要があります。

市民が自主的に社会活動を継続的にこなすためには、個人の活動をサポートし、自らも活動を行なう市民活動団体の役割が重要であり、これらの団体の活動の活発化が地域社会の発展に欠かせません。多くの市民がより積極的・自発的に市民活動に参加できるような環境整備等をはじめとする支援が必要になります。

政策立案の段階から事業の実施・検証までの各段階で市民参画を定着させ、市民との協働によるまちづくりを推進します。

◆協働社会を実現していくために必要なこと



(第12回清瀬市市政世論調査／平成20年)

① 行政への市民参画機会の拡充

清瀬市ではこれまで、市民を主体とする自治を実現するために、基本的な事項を定めたまちづくり基本条例を制定し、まちづくりへの市民参画を単なる宣言にとどめず、市民の参画



を現実的に且つ継続的に保障するためのシステムとしてまちづくり委員会を設置してきました。住み続けたいまちづくりを市民が地域自治の担い手として自らの手で押し進めることができるように、各種審議会・委員会、市長懇談会、パブリックコメントなど行政への市民参画機会の拡充と積極的な推進を図り、市民と行政の協働による地域社会の構築を目指します。

- まちづくり委員会の運営
- パブリックコメント※制度の活用
- 行政への市民参画機会の拡充に向けたしくみづくり



まちづくり委員会

② 市民活動団体との協働

協働型地域社会の構築を目指す上で、市民活動団体・NPOと行政との連携は今後ますます重要な要素となります。市は市民活動団体・NPOを対等なパートナーとして、双方の役割分担を明確にし、市民活動団体・NPOとの連携を深め、協働のしくみづくりを行ないます。

また、これらの団体の活動と市民をつなぐコーディネート機能の確立が必要であり、市民活動センターの機能に対し、充実強化を図るとともに、人材の発掘と育成、広報活動の強化を計画的に取り組んでいきます。

- 市民活動ネットワークの構築
- 人材育成のための各種研修、講習会の開催
- 市民活動のコーディネート機能の強化
- 市民活動データベースの充実と活用
- 市民活動センターの活用
- NPOとの協働推進に向けたしくみづくり

※パブリックコメント…市の重要な施策を策定する過程で、その案を広く公表して、市民の皆さんからのご意見をいただき、それに対する市の考え方を公表する一連の市民意見提出手続



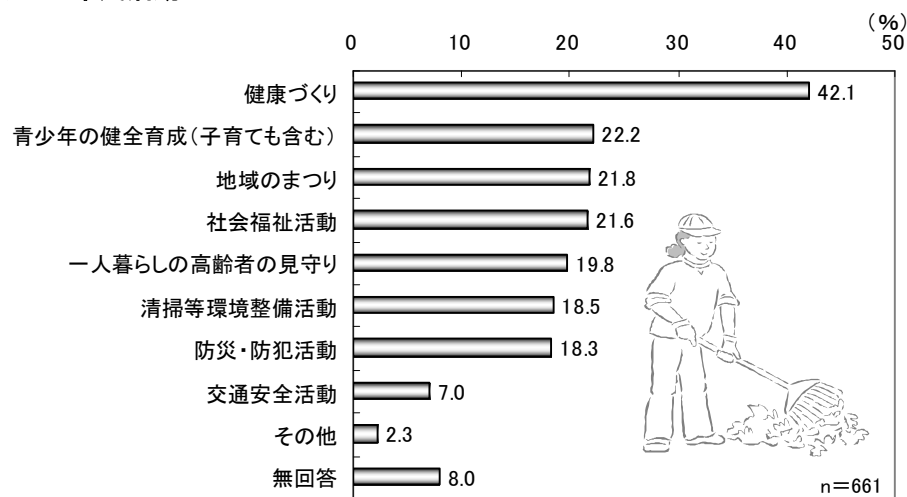
③ 市民活動の啓発・支援

従来のボランティア活動を社会貢献活動として市民活動の中のひとつの態様と捉え、市民活動の意義や、さまざまな世代に対応した市民活動について啓発し、支援を行ないます。

また、市民活動センターの中間支援機能を高め、ボランティア活動を含む市民活動の動機づけ、市民活動団体等の育成・支援に努めます。

- 市民活動の啓発
- 市民活動に関する講演会・講習会等の開催
- 市民活動団体等の育成

◆参加してみたい市民活動



(第12回清瀬市市政世論調査/平成20年)

2 情報の共有化

市政に対する理解と関心を高め、多くの市民の意見を施策等に反映させていくため、広報紙に加え、ホームページの活用など、情報発信の充実を図り、また市民の多様なニーズを的確に把握するよう広聴機能を強化し、市民と行政の情報の共有化を進め、対話型のまちづくりを目指します。

① 情報公開制度の活用

市民と行政の円滑な協働のため、市民が必要とする情報を適時適切に提供し、市民と行政が情報を共有できるよう努めます。

情報公開制度を通じて、市政への関心を高める環境づくりを進め、情報公開制度について周知を図り、市政情報に関する市民の求めに適切かつ迅速に応えていきます。



- 情報公開制度の充実
- 個人情報の保護

② 広報活動の充実

ライフスタイルが多様化している市民に確実に市政情報を提供するため、広報手段の多様化を図るとともに、市報をはじめとした各種刊行物の充実や、あらゆる市民に利用しやすいホームページづくりに努めます。

- 広報手段の多様化
- 市報きよせ等の充実
- ホームページの充実



清瀬市ホームページ

③ 広聴機能の強化

市民の意見や要望を市政に反映させるため、意見等を伺う機会の充実を図るとともに、安心して市民生活が送れるよう市民相談の拡充に努めます。

- 広聴活動の充実
- 市民相談の拡充
- オンブズパーソン制度*の活用



街頭行政相談

*オンブズパーソン制度・・・市の機関（教育委員会等の行政委員会を含む。）の施策等で損害や不利益を被ったことにより市民が抱えている不平や不満などの市政に対する苦情について、オンブズパーソンが独自の判断で公正かつ中立な立場から事実を調査し、必要に応じて市の機関に是正等を促す制度



第2章 健全財政の確立と効率的な行政運営

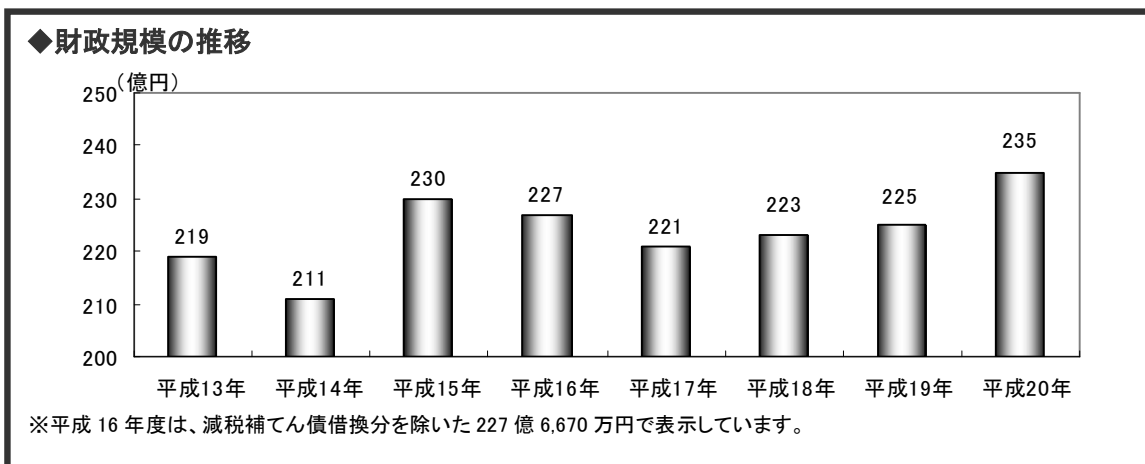
1 健全財政の確立

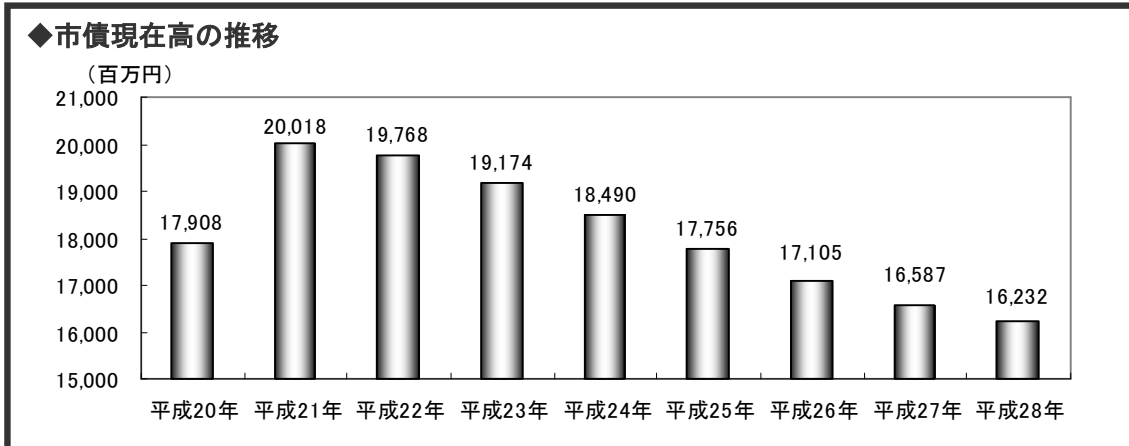
国の関与を縮小し、地方の権限・責任を拡大して、地方分権を一層推進することを目指し、平成16年度から18年度にかけて「三位一体の改革」が進められてきました。国庫補助負担金改革、税源移譲および地方交付税改革が行なわれたことにより、市町村の行財政システムも大きな影響を受けています。

歳入の根幹をなす市税収入は、政府のすすめる三位一体の地方財政改革による税源移譲や定率減税の廃止等により個人住民税を中心に市税収入の増加が見られるものの、国庫補助金と地方交付税交付金等の歳入は縮小が見込まれるとともに、少子高齢化の進展による給与所得者の減少など今後も、厳しい財政状況が想定されます。

しかしながら、清瀬市が取り組まなければならない当面の課題として、都立清瀬東高校跡地の取得や清瀬市民センターの再整備、子どもの発達支援・交流センター整備、子育て支援、学力向上や教育環境の向上、農業や商業の育成、自然環境や景観の保全などが挙げられます。こうした課題に対応していくためには、創意工夫し、将来を見据えたまちづくりに積極的に取り組んでいくことが求められています。そのためにも、市税収納率の向上や各種使用料など自主財源の確保を図るとともに、引き続き簡素で効率的な財政運営をしていかなければなりません。

このようななかで、清瀬市の個性を最大限に活かした、質の高い魅力的な都市を築き、かつ市民要望にに応じていくため、健全な財政基盤を確立し、歳出抑制の徹底と税をはじめとするあらゆる歳入の確保に努めるとともに、事務事業の継続的な見直しや民間活力の導入等、中・長期的な視点に立った計画的な執行管理に努めます。





① 事務事業の見直し

計画 (Plan)・実施 (Do)・評価 (Check)・改善 (Action) のサイクルを循環させた行政評価を実施し、評価結果を判断材料に部局自らが施策ごとの注力方向や財源配分の決定、事務事業の見直しを行ないます。

限られた財源のなかで、施策や事業の選択と集中を行なうため、評価の結果を次の施策や事業形成に反映させることによって、より効率的で市民満足度の高い市政運営を目指します。

- 事務事業評価の実施
- 施策評価の実施
- 第三者評価 (外部評価) 制度導入の検討

② 情報化の推進による事務事業の効率化

情報通信技術が急速な進展を遂げるにつれ、市民の生活が変化し、行政分野の情報化に対する需要も急速に高まっています。

社会環境の変化に即応した多様な行政課題に対応するため、ITを活用した行政事務の効率化や市民サービスの充実が求められています。

このために、各公共施設のネットワークをはじめとするシステムの再構築を図り、各種情報化施策を推進・市民サービスの向上を図ります。

また、情報化を推進するにあたっては、個人情報の保護および情報セキュリティ対策の徹底強化等に努めます。

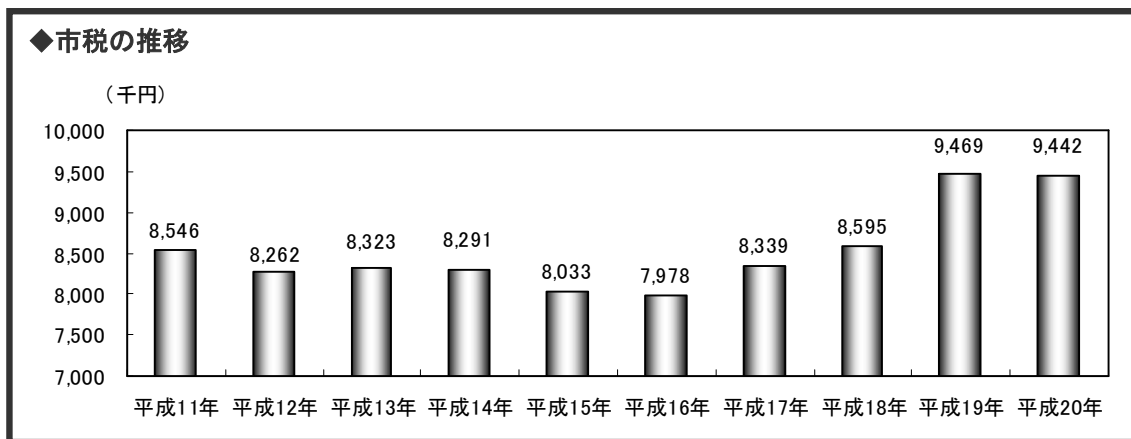
- 電子申請・届出サービスの拡充
- 行政情報化の推進
- 清瀬市情報ネットワークの再構築
- 情報セキュリティ対策の徹底強化



③ 歳入の確保

健全財政の確立には、安定的な歳入の確保が重要です。歳入の根幹である市税をはじめとした自主財源の確保に向け、納税意識の啓発や口座振替納付の促進による税収納率の向上を図ります。また、使用料、手数料、負担金など、受益者負担の観点から定期的に見直しを行ないます。

- 納税意識の啓発
- 税収納率の向上
- 受益者負担の適正化
- 市有財産の有効活用



2 行政運営の効率化と総合化

社会経済情勢が常に変化を続けるなか、新たな行政課題や市民の多様なニーズに的確に対処し、行政運営の効率化と市民サービスの向上を目指すため、行政組織の見直しや職員の適正配置を行ない機能強化や簡素・合理化を進め、社会情勢の変化に弾力的に対応できる組織づくりと行政運営を推進します。

① 機能的な執行体制の整備

厳しい財政状況にあって、簡素で効率的な行政組織の構築が急務となっており、庁内での権限と責任の明確化、組織の活性化や機動的・弾力的な組織運営を推進します。

また、社会経済情勢に対応し、迅速かつ効率的な事務執行のため執行体制を適宜見直し、組織の改正を行ないます。



- 執行体制の見直し
- 定員の適正化計画に基づく柔軟で計画的な人員管理
- 人事考課制度の活用

② 総合的な行政運営の推進

多くの部局にまたがる行政課題が増加しています。このような行政課題に対しては、関係部局が一体となって取り組むことができるように、関係部局の連携・連絡体制を構築し、総合的に取り組みます。

- 行政運営の総合的推進
- 連携・連絡体制の構築

③ 職員の育成強化

市民との連携を深めながら主体的に行政運営に取り組む職員の育成が必要であるため、清瀬市人材育成基本方針に基づき研修の充実に努め、職員の資質向上や政策形成能力の向上を図ります。

また、健康相談・メンタルヘルス研修を実施するなど、職員が能力を発揮しやすい職場環境の整備に努めます。

- 職員研修、講習会の実施
- 職場環境の整備



人材育成研修



3 広域行政の展開

交通手段や情報通信網の発達により、市民の日常生活圏や経済圏は拡大しており、行政の区域を超え広域的に対応すべき課題が増加しています。

広域化・高度化する様々な行政課題に対応するため、広域的な地域連携および連絡調整、国、県および関係機関に対する要望など、地域共通の課題解決に向けて積極的に取り組みます。

① 広域行政圏の推進

清瀬市、小平市、東村山市、東久留米市、西東京市を構成市とする多摩北部都市広域行政圏協議会を通じて、共通課題に対応する事務事業共同処理を円滑に推進し、多摩北部都市圏域の総合的かつ一体的な発展と効率的な行政サービスの充実を図ります。

- 事務事業の共同処理
- 多摩北部都市広域行政圏協議会を通じた広域的なまちづくり

② 複数市町村による総合的施策の展開

個々の自治体の枠を越えた行政需要や単独の市町村では対処が難しい共通課題の解決、広域的な基盤整備等に向けて複数の市町村にまたがる総合的施策の展開を図ります。

- 広域的基盤整備の推進
- 複数市町村による共通課題の解決